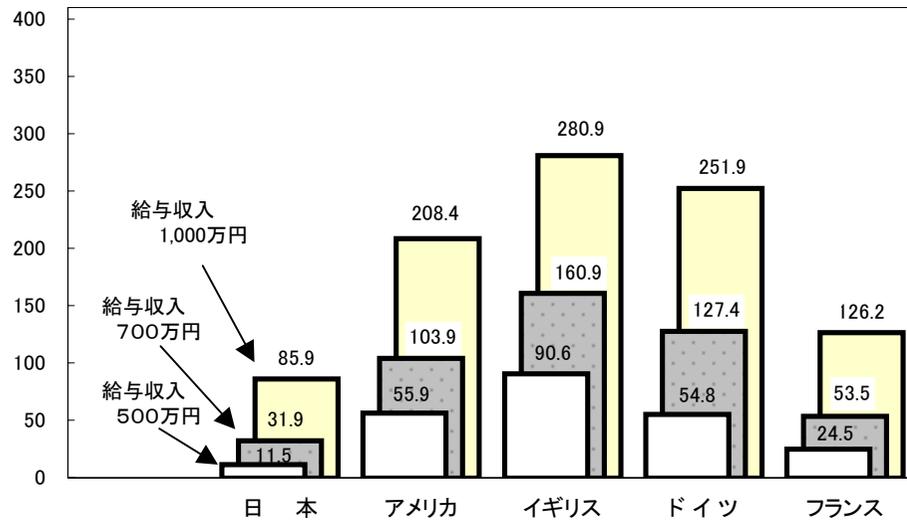


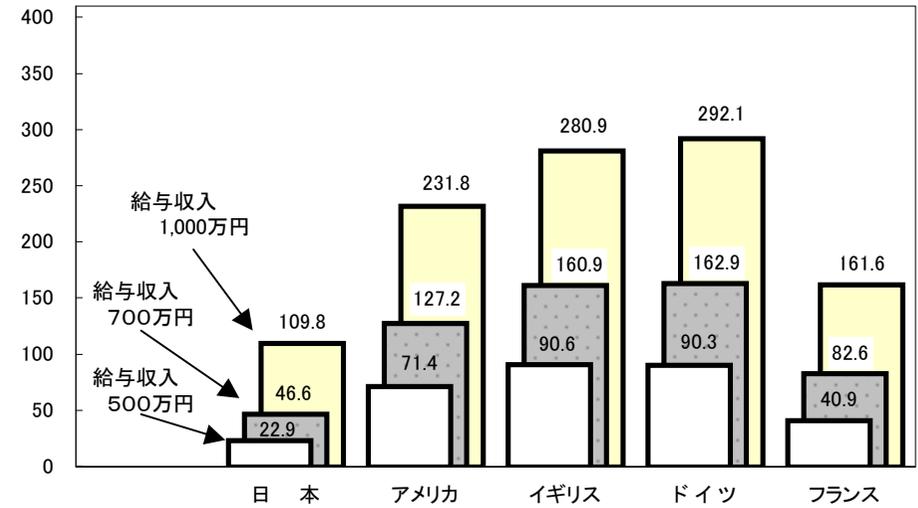
給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位:万円)

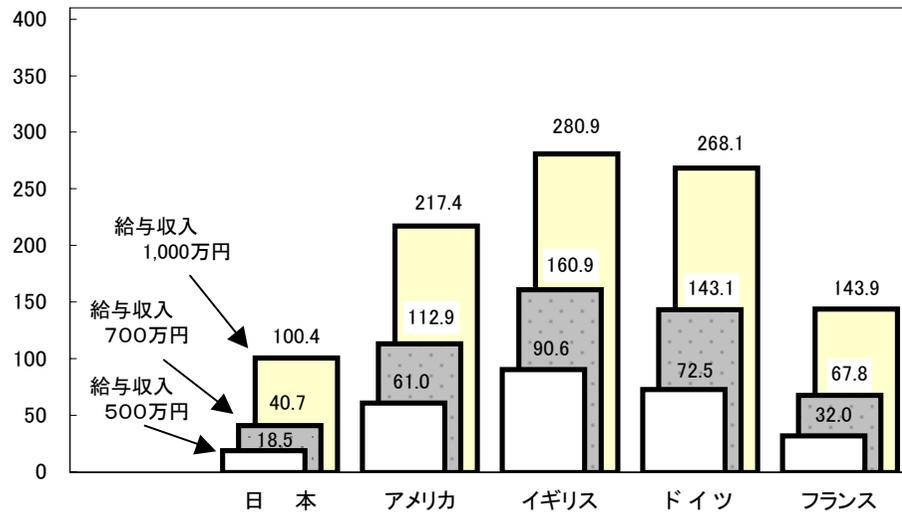
夫婦子2人



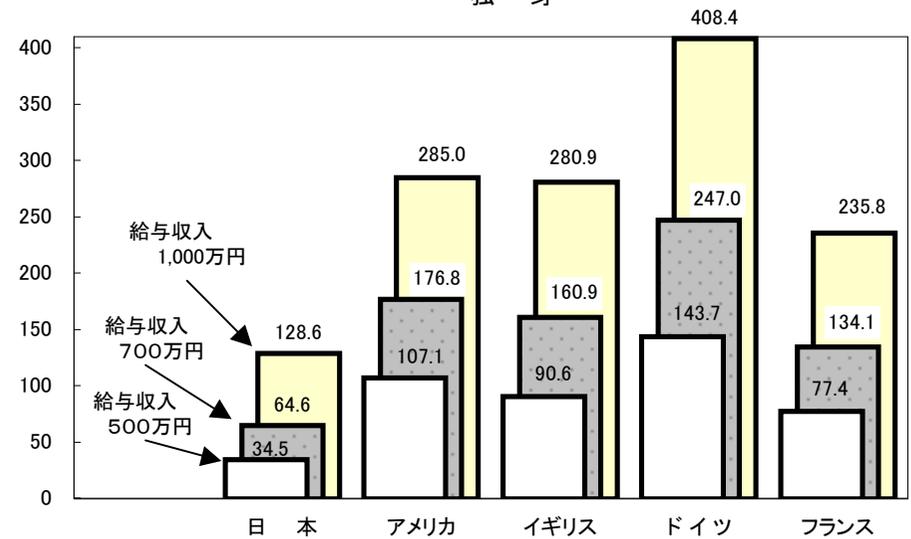
夫婦のみ



夫婦子1人

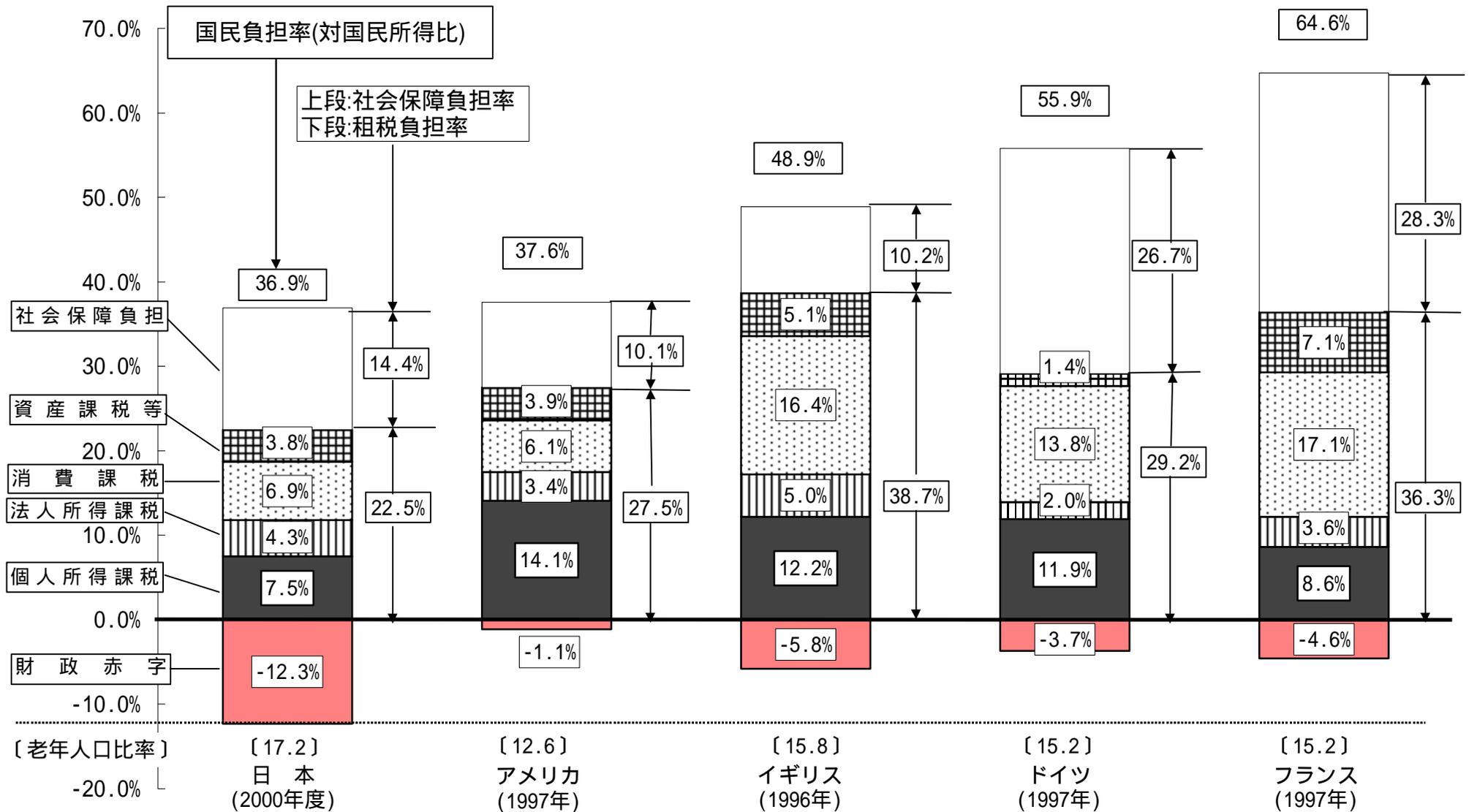


独身



- (注) 1. 日本は夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. アメリカは夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。
 3. ドイツは夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を16歳未満としている。
 4. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 5. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=106円、1ポンド=169円、1マルク=52円、1フラン=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成11年12月から平成12年5月までの実勢相場の平均値)
 6. 日本は社会保険料控除の近似式の係数改訂後のものである。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は12年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1998 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.3%)の内訳は国税2.6%、地方税1.7%
 4. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 5. 老年人口比率は、日本については2000年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は1995年の数値(国連推計による)である。

世帯構成に応じた課税最低限の状況

(夫婦子2人の給与所得者の場合 3, 842千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,308千円	384千円	380千円	380千円	380千円	380千円	630千円

(夫婦子1人の給与所得者の場合 2, 833千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除
1,030千円	283千円	380千円	380千円	380千円	380千円

(夫婦のみの給与所得者の場合 2, 200千円)

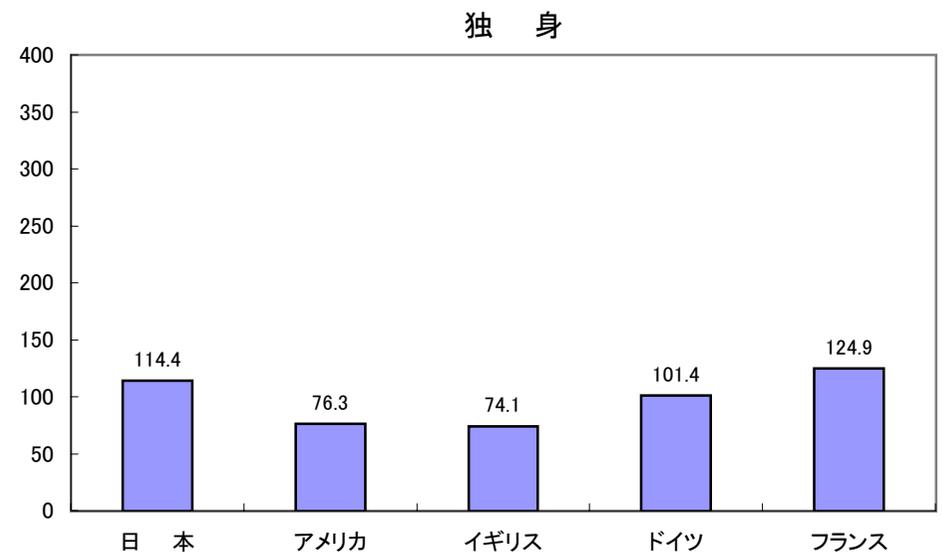
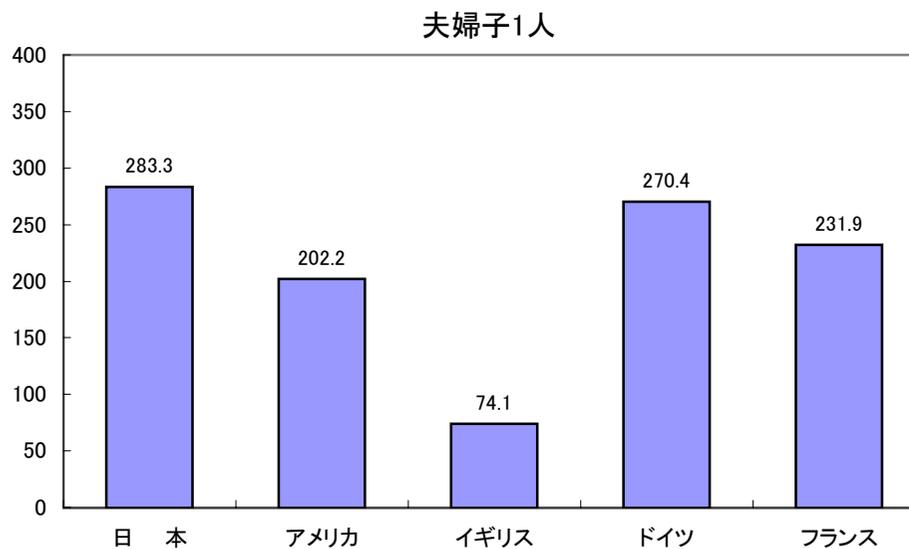
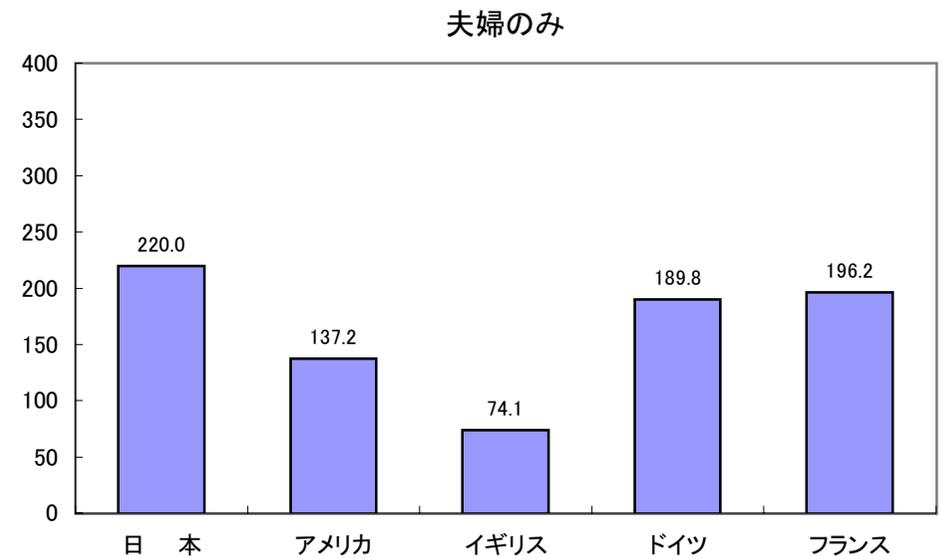
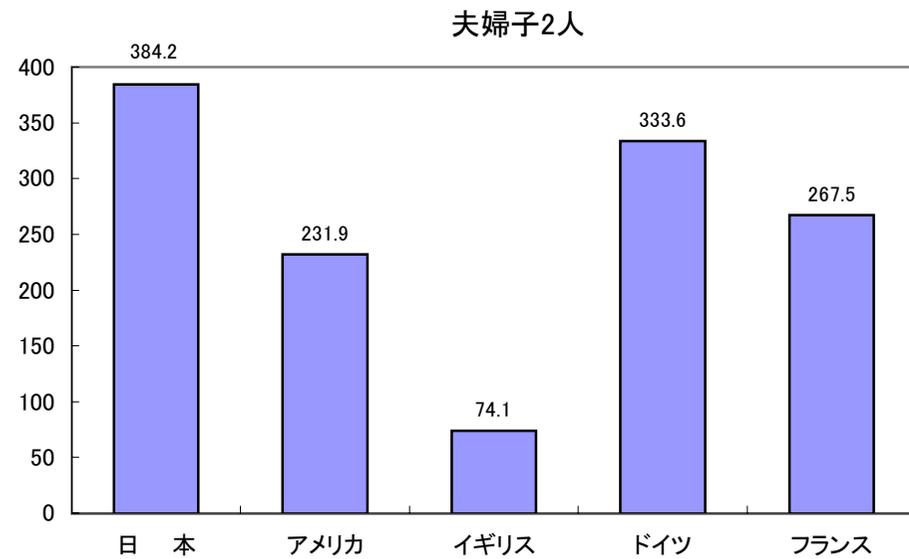
給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
840千円	220千円	380千円	380千円	380千円

(独身の給与所得者の場合 1, 144千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除
650千円	114千円	380千円

課税最低限の国際比較

(単位:万円)



- (備考) 1. 日本は、夫婦2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. アメリカは、夫婦1人の場合はその子を、夫婦2人の場合は子のうち1人を17歳未満として計算している。
 3. 諸外国は平成12年1月現在の税法に基づく。換算レートは1ドル=106円、1ポンド=169円、1マルク=52円、1フラン=16円。
 4. 日本は社会保険料控除の近似式の係数改訂後のものである。
 5. イギリスは、就労世帯税額控除等は課税最低限の計算に含んでいない。

所得稅・個人住民稅の人的控除等一覽

(單位：万円)

項 目		所得稅	個人住民稅	
基礎的 な 人的 控 除	基礎控除	3 8	3 3	
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 8	3 3
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	4 8	3 8
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
	配偶者特別控除	最高 3 8	最高 3 3	
	扶養控除	扶養親族	3 8	3 3
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	6 3	4 5
		老人扶養親族(70歳以上)	4 8	3 8
		同居老親等加算	+ 1 0	+ 7
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
特別 な 人的 控 除	老年者控除(本人)	5 0	4 8	
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 7	2 6
		特別障害者(同上)	4 0	3 0
	寡婦控除 (本人)	寡婦	2 7	2 6
		特定の寡婦加算	+ 8	+ 4
	寡夫控除(本人)	2 7	2 6	
勤労学生控除(本人)	2 7	2 6		
白色事業専従者 控除	配偶者	8 6	8 6	
	配偶者以外	5 0	5 0	